

## 鳥取県公営企業会計システム共同化プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、鳥取県公営企業システム共同化協議会（以下「協議会」という。）が実施する鳥取県公営企業会計システム共同化及び運用保守業務の受託候補者選定に関し、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

「鳥取県公営企業会計システム共同化及び運用保守業務」

#### (2) 業務内容

別紙「鳥取県公営企業会計システム共同化及び運用保守業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 実施形式

公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定するものとする。

#### (4) 履行期間

##### ア 第1期

契約締結日から令和15年3月31日までとする。

##### イ 第2期

契約締結日から令和16年3月31日までとする。

#### (5) プロポーザル実施主体

鳥取県公営企業システム共同化協議会

なお、本プロポーザルは、協議会の代表事業体であり、事務局を兼務する米子市上下水道局が実施するものとする。

#### (6) 参加事業体

ア 鳥取県	鳥取市東町一丁目220番地
イ 米子市上下水道局	米子市車尾南二丁目8番1号
ウ 倉吉市	倉吉市葵町722番地
エ 岩美町	岩美郡岩美町大字浦富675番地1
オ 若桜町	八頭郡若桜町若桜801番地5
カ 智頭町	八頭郡智頭町大字智頭2072番地1
キ 八頭町	八頭郡八頭町郡家493番地
ク 三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬999番地2
ケ 湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
コ 北栄町	東伯郡北栄町由良宿423番地1
サ 日吉津村	西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15
シ 大山町	西伯郡大山町御来屋328番地

- ス 南部町 西伯郡南部町法勝寺377番地1
- セ 伯耆町 西伯郡伯耆町吉長37番地3
- ソ 日南町 日野郡日南町霞800番地
- タ 日野町 日野郡日野町根雨101番地
- チ 江府町 日野郡江府町大字江尾1717番地1

(7) 提案上限額

ア 事業体別上限額

事業体名	上限額（導入費用及び運用保守費用の合算）
鳥取県	15,418,000 円
米子市上下水道局	37,779,000 円
倉吉市	22,353,000 円
岩美町	16,587,000 円
若桜町	17,274,000 円
智頭町	20,275,000 円
八頭町	16,607,000 円
三朝町	19,338,000 円
湯梨浜町	18,120,000 円
北栄町	17,205,000 円
日吉津村	12,297,000 円
大山町	12,637,000 円
南部町	18,612,000 円
伯耆町	17,154,000 円
日南町	15,801,000 円
日野町	16,298,000 円
江府町	14,900,000 円

イ 本提案上限額は契約時の予定価格を示すものではない。

ウ 提案金額は、原則として本提案上限額を超えてはならない。ただし、提案金額が本提案上限額を超える場合であっても、当該事業体においてデジタル活用推進事業債活用後の実負担額が本提案上限額以内となる場合は、この限りではない。

エ 提案上限額には消費税及び地方消費税を含むものとし、契約期間中に実施される導入支援業務及び5年間の運用・保守業務に係る費用の総額とする。

ただし、法令改正に伴う大規模なシステム改修や事業体の業務変更等により不可避となる機能追加又は変更に伴う費用の負担については、その都度、双方協議のうえ決定するものとする。

オ 各社の規定により費用を積算するものを除き、参加事業体で共通となる費用の按分については、次のとおりとする。

(ア) 研修費用及びサポートデスク運営費用等、クライアント数、システム利用頻度又はデータ量の影響を大きく受けない費用については、参加事業体間で均等に按分する。

(イ) クライアント数、利用機能数、システム利用頻度又はデータ量の多寡が費用に大きく影響を及ぼすものについては、協議会で定める率により按分する。

なお、当該按分率については、参加資格審査後、参加資格を有すると確認された事業者からシステム構成等を聴き取った上で、最適な率を明示するものとする。

### 3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、公示日において次の要件をすべて満たす者とする。

なお、契約締結の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 過去に、地方公共団体が発注した公営企業会計システムの導入実績を有すること。
- (2) 「仕様書第4章第1項」において要求する機能範囲にすべて対応できること。
- (3) 専門技術者を配置するなど、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有し、仕様書の内容を確実に履行できると認められること。
- (4) 米子市上下水道局の入札参加資格を有していること、又は以下に掲げる書類を提出し、その内容の審査を受けて資格を有することが認められること。
  - ア 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの。）
  - イ 営業所表（様式第3号のア）
  - ウ 委任状（様式第9号のア。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
  - エ 財務諸表（直前決算の貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書）
  - オ 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号のイ）
  - カ 消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書
  - キ 鳥取県内に事業所等を設置している場合は、当該県における法人事業税の納税証明書を提出すること。また、当該事業所等の所在地が本事業の参加事業体の属する自治体である場合には、当該市町村における法人市町村民税の納税証明書を併せて提出すること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (7) 実施要領配布日から業務提案書提出日までの間に、参加事業体及びその属する自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者を経営に関与させていないこと。
- (11) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続き開始の申し立てをしているなど、経営状態が著しく不健全ではないこと。
- (12) プライバシーマーク又はセキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
- (13) 秘密保持契約の締結に承諾できること。
- (14) 共同企業体での応募も可とするが、以下の要件を満たすこと。
  - ア 構成企業のすべての構成員が、上記（4）から（13）までの要件を満たしていること。

イ 構成企業の構成員が、単独又は他の共同企業の構成員として、本業務に参加していないこと。

ウ 構成企業のいずれかが、3 (1) から3 (3) までの要件をすべて満たしていること。

#### 4 スケジュール (案)

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 実施要領等公表       | 令和8年3月25日 (水) 午後2時          |
| (2) 参加表明書受付期限     | 令和8年4月3日 (金) 正午まで           |
| (3) 参加資格審査結果通知    | 令和8年4月8日 (水)                |
| (4) 質問票受付期限       | 令和8年4月16日 (木) 正午まで          |
| (5) 質問に対する回答      | 令和8年4月27日 (月) までに随時公表       |
| (6) 業務提案書等の提出期限   | 令和8年5月13日 (水) 正午まで          |
| (7) 一次審査          | 業務提案書等の提出期限以降随時             |
| (8) 一次審査結果通知      | 令和8年5月20日 (水)               |
| (9) 二次審査プレゼンテーション | 令和8年5月27日 (水)、令和8年5月28日 (木) |
| 予備日               | 令和8年5月29日 (金)               |
| (10) 審査結果通知       | 令和8年6月5日 (金)                |
| (11) 契約締結         | 令和8年6月～7月 (予定)              |

#### 5 実施要領及び業務仕様書等の公表

- (1) 公表開始 令和8年3月25日 (水) 午後2時
- (2) 公表方法 米子市上下水道局のホームページ上で公表する。

#### 6 質問票の受付及び回答

- (1) 提出方法 質問票 (様式第5号) を電子メールで提出することとし、その他の方法による質問は受け付けない。なお、質問票提出後、その旨を提出先に電話連絡すること。
- (2) 受付期限 令和8年4月16日 (木) 正午まで
- (3) 回答方法 全ての質問及び回答は、令和8年4月27日 (月) までに米子市上下水道局のホームページにおいて随時公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者独自の提案に係るものである場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

#### 7 プロポーザル参加申込

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書 (様式第1号)
  - イ 会社概要及び導入実績説明書 (様式第2号)
  - ウ 役員等調書兼照会承諾書 (様式第3号のイ)
  - エ 米子市上下水道局の入札参加資格を有していない場合、3 (4) アからキに記載する書類
  - オ 複数の事業者で共同参加する場合にあっては、共同企業体構成書 (様式第10号) 及び委任状

(様式第9号のイ)

(2) 受付期限 令和8年4月3日(金)正午まで

(3) 提出方法 持参、郵便又は電子メールによるものとする。なお、いずれの方法も、前号の受付期限までに必着することとする。

## 8 業務提案書等の提出

参加資格審査結果通知により参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、次のとおり業務提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 業務提案書提出届(様式第6号)及び業務提案書(任意様式)

イ 鳥取県域公営企業会計システム機能要件書(様式第11号のア)及び鳥取県域公営企業会計システム非機能要件書(様式第11号のイ)

ウ 価格提案書(様式第7号)

エ 価格提案明細書(様式第8号)

(2) 提出部数 正本1部(紙媒体1部、電子媒体1部)、副本1部(電子メール)

(3) 提出方法 持参又は書留郵便(副本については電子メール)。ただし、書留郵便及び電子メールによる場合は、8(4)の提出期限までに必着することとする。

(4) 提出期限 令和8年5月13日(水)正午まで

### (5) 業務提案書の内容

ア 業務提案書の作成・提出にあたっては、仕様書に示す内容で、以下に示した内容についても提案すること。なお、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

番号	項目	内容
①	製品情報	提案を予定するパッケージ製品名、バージョン、発表時期、更新予定、製品の特長
②	システムの機能(仕様書第4章「事業体別機能要件クロス表」に示す機能要件)及び機能要件書に記載する要件内容に対する対応	(1)システムの機能的特長について提案すること (2)操作性について提案すること (3)帳票出力やデータ抽出・取込機能について提案すること (4)機能要件書に記載する要件内容(機能)に対し、基本パッケージ及び追加パッケージの標準機能以外(代替案、オプション、カスタマイズ)で対応する場合、提案とその内容について説明を記入すること (5)機能要件書に記載する要件内容に対応するための「オプション」及び「カスタマイズ」に係る費用については、

		<p>機能要件書の見積費用の欄に記入すること</p> <p>(6)「オプション」及び「カスタマイズ」に係る費用は、導入費用および運用費用を区分して記入すること</p> <p>(7)「オプション」又は「カスタマイズ」に係る費用については、システムの構築に共同調達方式を採用する場合は1団体当たりの費用を、共同利用方式を採用する場合は総額を記入すること</p> <p>(注意事項)</p> <p>「オプション」及び「カスタマイズ」に係る費用が提示されない場合は、当該プロポーザル審査における価格点の採点を行わない</p>
③	非機能要件書に記載する要件内容に対する対応	<p>(1)提案するシステムの安定性、効率性及び可用性について記載すること</p> <p>(2)データのバックアップ及びシステムの復元について提案すること</p> <p>(3)セキュリティ対策について提案すること</p> <p>(4)保守対応、非常時対応について提案すること</p> <p>(5)データのバックアップ及びシステムの復元について提案すること</p>
④	データ移行の手法	<p>現行システムのデータを新規システムへ移行する手法について、詳細に提案すること</p>
⑤	導入作業	<p>(1)職員向け研修についての基本的な考え方、内容及び実施方法について記載すること</p> <p>(2)システム運用マニュアルについて記載すること</p> <p>(3)システム導入のスケジュールについて記載すること</p>
⑥	システム稼働後の支援	<p>導入後のサポート体制、提携又は協力企業等について提案すること</p>
⑦	独自の提案	<p>業務改善、効率化及び職員の負担軽減につながる独自の機能又は提案、その他有用な提案があれば、具体的に記述すること</p>
⑧	共同化（又は共同調達）における自社のメリット	<p>システム構築方法や価格の設定方法など、共同化に適した提案があれば記載すること</p>
⑨	法令改正等に伴う対応	<p>法令の改正、システムのアップデート、発注者の業務変更等により不可避となる機能追加又は変更に係る対応につ</p>

		いて提案すること（構築期間中の対応方針、導入後の対応方針、パッケージのバージョンアップ及びリビジョンアップ対応、OS又はブラウザのバージョンアップ及びリビジョンアップ対応、経費負担範囲、打ち合わせ等の体制等）
⑩	5年後の次期更新時対応	(1) 6年目以降、継続（5年間）してシステムを使用する場合の費用（更新費用、再契約後5年間の保守・運用業務経費含む）の考え方について提案すること（費用の要否、必要とする場合、その目安（今回の提案額との比較）など） (2) 次期更新時に他社システムへ移行する場合の移行データ抽出に係る対応について提案すること（抽出できる範囲、抽出経費、次期更新事業者を交えた打ち合わせ等への体制等）

イ 提出期限後の書類の差替、再提出は認めない。

ウ 業務提案書の様式等

(ア) 用紙は「A4サイズ」とし、「両面印刷」「長辺綴じ」「横書き」とする。フォントサイズは10.5ポイント以上とする。なお、資料等で「A3用紙」を使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。

(イ) ページ数は、表紙を除き60ページ以内とする。

(ウ) 表紙には「鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務」と記載するとともに、事業者名を併せて記載すること。

(エ) 言語は日本語とし、できる限り平易な用語を用いること。

## 9 プロポーザルの審査方法

業務提案書等の審査を厳正かつ公平に行うため「鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、提案内容について、「鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき審査を行う。

なお、「鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務基本仕様書」に掲げる要件を満たしていない提案については、選外とする。

採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を優先交渉権者として選定する。また、第2位の者を次点者として併せて選定する。ただし、全ての参加者が最低基準点を満たさない場合は選定を見送る。

選定結果は、参加表明書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。また、二次審査の結果については米子市上下水道局ホームページにおいても公表する。

### (1) 一次審査（書類審査）

業務提案書等の提出書類によって書類審査を行う。

(2) 二次審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）

ア 実施日時 令和8年5月27日（水）及び令和8年5月28日（木）

予備日 令和8年5月29日（金）

※プレゼンテーションの実施日及び開始時間については、別途通知する。

イ 実施会場 米子市上下水道局 3階大会議室

ウ 出席者

出席者は、5名以内とする。なお、説明については、業務提案書の詳細な内容を把握し、わかりやすく説明できる者が行うこと。

エ プレゼンテーション時間

プレゼンテーションを50分以内、質疑応答を15分以内とする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

(3) その他

ア プレゼンテーションにおける説明は、業務提案書等に記載した内容に限るものとし、当該説明のための資料の追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器については、参加者で準備、設置すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、音響設備、マイクは事務局が用意する。

ウ プレゼンテーションの実施順位は、鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員においてくじ引きにて決定する。

エ プレゼンテーション審査は非公開とする。また、審査の経過、審査に関する問い合わせには一切応じない。

オ プレゼンテーション及び質疑応答に参加しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

カ やむを得ない事情により、プレゼンテーションの実施方法をWeb上での開催とする場合がある。

10 プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。ただし、辞退届を提出した時点で、すでに提出した書類などは返却しないものとする。

11 契約の締結

契約の締結にあたっては、提案された業務内容を尊重するが、プロポーザルの性質上、企画提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

(1) 鳥取県域公営企業会計システム共同化業務

本契約は、審査要領に基づき選定された優先交渉権者と協議会の調整のもと、各参加事業者が個別に契約を締結するものとする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約）。

また、選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合には、次点者と当該交渉を行う。

なお、ここでいう「協議不調」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 仕様書に提示した内容に基づく提案において、提案上限額を超過する場合（ただし、提案金額が本提案上限額を超える場合であっても、当該事業体においてデジタル活用推進事業債活用後の実負担額が本提案上限額以内となる場合は、この限りではない。）

イ 仕様、構築期間、契約期間、支払条件等について、双方の合意に至らなかった場合

ウ その他、やむを得ない理由により、双方の合意に至らなかった場合

(2) 公営企業会計システム運用・保守業務

本契約は原則、複数年度契約とし、当該契約の締結にあたっては、各参加事業体において必要な債務負担行為の設定を行うものとする。なお、当該業務についても、本業務に併せて委託する契約とし、本プロポーザルにおいて提案、採択された内容を基本に契約するものとする。

(3) 各業務の契約期間

ア 第1期

(ア) 導入支援業務

契約締結日から令和10年3月31日まで。

(イ) 運用・保守業務

令和10年4月1日から令和15年3月31日まで。

イ 第2期

(ア) 導入支援業務

契約締結日から令和11年3月31日まで。

(イ) 運用・保守業務

令和11年4月1日から令和16年3月31日まで。

(4) 契約保証金については、各参加事業体の規程に従うこととする。

(5) 費用の支払い

ア 構築費用

契約締結後、納品までに要した構築費用については、納品及び検収完了後、速やかに支払うものとする。

イ 保守、運用費用

運用開始後、契約期間中における保守及び運用に要する費用（以下「保守運用費用」という。）については、当該保守運用費用に係る契約金額を60で除した金額を、委託者が受託者に対し、毎月支払う方法によるものとする。

ただし、委託者及び受託者は、双方協議のうえ、別途支払方法を定めることができるものとする。

12 その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 実施要領に違反すると認められる場合

- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施する。その場合、技術点が技術点満点(500点)の6割を超え、且つ、総合点が全配点の5割を超える得点となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (5) 公表情報以外の審査経過、採点等の内容に関する問い合わせ及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。ただし、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求を妨げるものではない。
- (6) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、協議会から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。

### 13 書類提出及び問い合わせ先

鳥取県公営企業システム共同化協議会事務局

〒683-0008 鳥取県米子市車尾南二丁目8番1号

米子市上下水道局経営企画課経営戦略担当 伊原 諭

電話番号：0859-32-9915

F A X：0859-23-3530

メールアドレス：[suido-tyousei@city.yonago.lg.jp](mailto:suido-tyousei@city.yonago.lg.jp)